**労働者の育児休業取得**

**職場復帰支援方針**

会社は、育児休業の取得を希望する労働者に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するため、当該労働者ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施します。

同プランに基づく措置は、

★業務の整理・引き継ぎに係る支援

★育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する労働者との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施します。

令和２年１２月１日

ミノワ工機株式会社